

大分県産業科学技術センター リサーチルーム 管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大分県版第4次産業革命「OITA4.0」への取組みである、「ドローン産業の成長促進」と「電磁応用産業の育成」を推進するための「先端技術イノベーションラボ（仮称）」において、ドローン産業・技術の拠点化、並びに、電磁応用機器関連の産業集積を加速し、地域外企業との連携強化等により地域企業の技術力向上を図り、ローカルイノベーションを創出するため、大分県産業科学技術センター（以下「センター」という。）内に設置された、大分県が貸付けるリサーチルームについて、大分県県有財産条例、大分県県有財産規則、及び行政財産を貸し付ける場合の取扱基準に定めるもののほか入居審査並びに貸付及び管理・運営に関する手続きを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

一 先端技術イノベーションラボ（仮称）

センター内に設置された、「ドローン産業の成長促進」と「電磁応用産業の育成」を推進するための施設。

二 リサーチルーム

センター内に設置された、先端技術イノベーションラボ内にある研究開発等を実施するために使用する施設。

三 入居者

リサーチルームの使用者。

(リサーチルーム)

第3条 リサーチルームの概要は、次のとおりとする。

- 一 所在地 大分市高江西1丁目4361-10
大分県産業科学技術センター内
- 二 名称 リサーチルーム
- 三 構造 木造 平屋
- 四 施設面積 214.03 m²
- 五 リサーチルーム 居室4室

(入居対象者)

第4条 入居対象者は、IoT、ドローン、AI及びロボット等革新的技術を活用した事業を行い、先端技術イノベーションラボ（仮称）の施設及び設備を利活用する者。ただし、県外に本拠地を置く事業者等においては、県内産業振興に資すると認められる者に限る。

2 入居可能な期間は3年とし、常駐することを原則とする。

3 入居期間満了後にその延長を希望する場合は、改めて第6条及び第9条に規定する手続きを

行うものとする。

(入居審査方針及び方式)

第5条 入居審査は、第1条に定める当該リサーチルームの目的を達成するため行うものとする。

2 入居審査は、公募型企画提案競技（プロポーザル方式）による。

(入居審査の手続き)

第6条 施設への入居を希望する者（以下「入居申込者」という。）は、「大分県産業科学技術センターリサーチルーム入居計画書（様式第1号）」（以下「入居計画書」という。）及びそれに付随する「事業（研究開発）計画書」（以下「事業計画書」という。）をセンター長に提出しなければならない。

2 センター長は、入居計画書及び事業計画書を受理したときは内容を調査し、リサーチルーム入居審査委員会（以下「委員会」という。）を招集する。

(入居計画の審査項目)

第7条 入居計画の審査項目は、次の各号に掲げる項目について、「リサーチルーム入居審査委員会審査表」（以下「審査表」という。）により審査する。

- 一 事業（研究開発）の計画性及び実現性
- 二 事業（研究開発）の県施策との連動性
- 三 事業（研究開発）の市場性及び成長性
- 四 事業（研究開発）の地域への波及効果

(入居候補者の選考)

第8条 入居候補者の選考は、「大分県産業科学技術センターリサーチルーム入居審査委員会運営要領」に基づき行う。

(入居の手続き)

第9条 入居選考を受けた入居候補者は、通知の日から二週間以内に「大分県県有財産規則（昭和39年大分県規則第28号）」（以下、「規則」という）「県有財産貸付申請書（第5号様式（第24条関係）」）をセンター長に提出しなければならない。

2 センター長は、県有財産貸付申請書を受理したときは、規則及び「行政財産を貸し付ける場合の取扱基準（平成20年3月制定）」（以下、「基準」という）に基づき入居候補者を決定し、県有財産賃貸借契約を締結する。

3 貸付期間は3年とする。ただし1年を経過するごとに、センターの職員等により事業内容及び進捗状況等について聴取する。

4 貸付料及び庁舎等管理費の額、貸付料の減免措置については、規則及び基準により行う。

5 基準の規定に基づき貸付料を減免する場合は、本条第2項の「センター長」を「工業振興課長」と読み替えるものとする。

(管理・運営の担当)

第 10 条 施設の管理・運営の担当は、センター管理担当及び企画連携担当（以下、「事業担当」という）とする。

(貸付の条件等)

第 11 条 第 9 条 2 項の県有財産賃貸借契約を締結した者（以下、「借受人」という。）が、研究開発及び製品開発、若しくは共同研究を行う上で遵守しなければならない事項は、当該要綱及び「大分県産業科学技術センターリサーチルーム入居の手引」（以下、「入居の手引」という。）に定めるものとする。

2 借受人は、前項の入居の手引等を誠実に遵守しなければならない。

(借受人に対する注意事項等の説明)

第 12 条 事業担当は、借受人が施設を使用する場合の注意事項等について、入居の手引等を基に、借受人に対して説明しなければならない。

(利用状況報告)

第 13 条 センター長は借受人に対して、必要に応じリサーチルームの利用状況等について報告を求めることができる。

(協力事項)

第 14 条 借受人は、センターが行う先端技術イノベーションラボ（仮称）に係る広報、成果の普及等事業の円滑な実施のために協力するものとする。

(リサーチルームへの立入り)

第 15 条 リサーチルームの管理上必要があるときは、職員等を立ち入らせ、必要な処置を講ずることができる。また、借受人に対して適宜の処置を求めることができる。

2 前項の場合、事前に借受人に通知するものとするが、緊急を要する場合はこの限りでない。

(定めのない事項等)

第 16 条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱に定める事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて関係者と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 7 日から施行する。